

令和 7 年 6 月 5 日開会

令和 7 年第 2 回下妻市議会定例会議案

下 妻 市

令和 7 年第 2 回下妻市議会定例会議案目次

	頁
報告第5号	令和 6 年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算について…………… 3
報告第6号	令和 6 年度下妻市水道事業会計予算繰越計算について…………… 10
報告第7号	令和 6 年度下妻市下水道事業会計予算繰越計算について…………… 12
報告第8号	専決処分の承認を求めることについて「下妻市市税条例の一部改正について」…………… 14
報告第9号	専決処分の承認を求めることについて「下妻市国民健康保険税条例の一部改正について」…………… 33
議案第29号	下妻市庁舎共用スペースの使用に関する条例の制定について…………… 40
議案第30号	財産の取得について…………… 44
議案第31号	令和 7 年度下妻市一般会計補正予算（第 2 号）について…………… 47
議案第32号	下妻市固定資産評価員の選任について…………… 64

報告第5号

令和6年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和6年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算について、別記のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

令和7年第1回定例会において繰越明許費の議決があった事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものである。

令和6年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	着ぐるみ製作委託	円 1,500,000	円 1,500,000	円 1,500,000	円	円	円	円
		庁舎周辺エリア整備基本計画調査支援業務委託	4,757,000	4,757,000					4,757,000
		旧第二庁舎改修工事	15,695,000	15,695,000					15,695,000

事業名	節	12. 委託料	14. 工事請負費	計
着ぐるみ製作委託		円 1,500,000	円	円 1,500,000
庁舎周辺エリア整備基本計画調査支援業務委託		4,757,000		4,757,000
旧第二庁舎改修工事			15,695,000	15,695,000

令和6年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰支援給付金事業	円 31,580,000	円 18,239,696	円	円 18,239,696	円	円	円

事業名	節	1. 報酬	3. 職員手当等	4. 共済費	8. 旅費	10. 需用費	11. 役務費	12. 委託料	19. 扶助費	計
物価高騰支援給付金事業		円 1,935,318	円 2,675,370	円 335,046	円 67,600	円 332,150	円 443,212	円 61,000	円 12,390,000	円 18,239,696

令和6年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
6. 農業費	1. 農業費	農林航空防除事業補助金	円 1,500,000	円 675,150	円 675,150	円	円	円	円
		ビアスパークしもつまボイラー更新工事	13,750,000	8,720,000					8,720,000

事業名	節	14. 工事請負費	18. 負担金補助 及び交付金	計
農林航空防除事業補助金		円	円 675,150	円 675,150
ビアスパークしもつまボイラー更新工事		8,720,000		8,720,000

令和6年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
8. 土木費	2. 道路橋梁費	道路整備事業(南部環状線)	円 123,400,000	円 123,400,000	円	円 50,000,000	円 69,700,000	円	円 3,700,000
		左内橋修繕工事	33,000,000	33,000,000		16,500,000	13,500,000		3,000,000
	4. 都市計画費	江連都市下水路事業費負担金	4,657,000	4,656,960			4,100,000		556,960

事業名	節	12. 委託料	14. 工事請負費	18. 負担金補助 及び交付金	計
道路整備事業(南部環状線)		円 3,400,000	円 120,000,000	円	円 123,400,000
左内橋修繕工事			33,000,000		33,000,000
江連都市下水路事業費負担金				4,656,960	4,656,960

令和6年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
9. 消防費	1. 消防費	トイレカー購入事業	円 18,786,000	円 18,786,000	円 9,000,000	円 9,000,000	円	円	円 786,000
		備蓄型組立式個室トイレ購入事業	18,000,000	18,000,000	9,000,000	9,000,000			

事業名	11. 役務費	17. 備品購入費	26. 公課費	計
	円	円	円	円
トイレカー購入事業	753,000	18,000,000	33,000	18,786,000
備蓄型組立式個室トイレ購入事業		18,000,000		18,000,000

令和6年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
10. 教育費	2. 小学校費	高道祖幼稚園園舎解体事業	円 27,995,000	円 27,995,000	円	円	円 18,300,000	円	円 9,695,000
		小学校理科室空調設備設置事業(下妻小学校・大宝小学校・上妻小学校・宗道小学校)	42,900,000	42,900,000		4,332,000	38,300,000		268,000
	5. 社会教育費	千代川公民館ドレンチャーポンプ更新工事	2,700,000	2,700,000					2,700,000

事業名	節	12. 委託料	14. 工事請負費	計
高道祖幼稚園園舎解体事業		円 1,155,000	円 26,840,000	円 27,995,000
小学校理科室空調設備設置事業(下妻小学校・大宝小学校・上妻小学校・宗道小学校)		10,000,000	32,900,000	42,900,000
千代川公民館ドレンチャーポンプ更新工事			2,700,000	2,700,000

令和7年5月12日

下妻市長 菊 池 博

報告第 6 号

令和 6 年度下妻市水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 6 年度下妻市水道事業会計予算繰越計算について、別記のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

下妻市長 菊 池 博

報告理由

令和 6 年度下妻市水道事業会計予算のうち、建設改良費の一部を令和 7 年度に繰り越したため、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により議会に報告するものである。

令和6年度下妻市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	砂沼浄水場薬品注入設備更新工事	円 70,000,000	円	円 70,000,000	円	円	円 70,000,000	円	円	円	原材料の供給不足に伴う機材・機器の納期遅延により、工期の延長を要したため
		大形配水場計装設備更新工事	円 50,000,000	円 14,300,000	円 35,700,000			円 35,700,000				原材料の供給不足に伴う機材・機器の納期遅延により、工期の延長を要したため

令和7年5月12日

下妻市長 菊池 博

報告第 7 号

令和 6 年度下妻市下水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 6 年度下妻市下水道事業会計予算繰越計算について、別記のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

下妻市長 菊 池 博

報告理由

令和 6 年度下妻市下水道事業会計予算のうち、建設改良費の一部を令和 7 年度に繰り越したので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により議会に報告するものである。

令和6年度下妻市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	鬼怒小貝流域下水道建設事業負担金	6,987,000	1,931,000	5,056,000			4,200,000	856,000			関係機関等との調整に不測の日数を要したため
		小貝川東部流域下水道建設事業負担金	180,000	80,000	100,000				100,000			関係機関等との調整に不測の日数を要したため

令和7年5月12日

下妻市長 菊池 博

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下妻市市税条例の一部改正について別記のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、早急に下妻市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

裁決第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

下妻市長 菊 池 博

下妻市市税条例の一部を改正する条例（別記）

下妻市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

下妻市長

下妻市条例第9号

下妻市市税条例の一部を改正する条例

下妻市市税条例（平成17年下妻市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

付則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

付則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次

に次の１項を加える。

１４ 市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

付則第１０条の４及び第１０条の５を削る。

付則第１０条の６第１項各号列記以外の部分中「附則第１６条の４第１項」を「附則第１６条の２第１項」に、「附則第１６条の４第６項」を「附則第１６条の２第６項」に改め、同項第１号中「附則第１２条の６第１項第３号」を「附則第１２条の４第１項第３号」に改め、同項第２号及び第３号中「附則第１６条の４第１項」を「附則第１６条の２第１項」に改め、同条第２項中「附則第１６条の４第１項」を「附則第１６条の２第１項」に、「令和５年度分及び令和６年度分」を「令和７年度分及び令和８年度分」に改め、同条第３項中「附則第１６条の４第４項」を「附則第１６条の２第４項」に改め、同項第３号及び第５号中「附則第１６条の４第３項」を「附則第１６条の２第３項」に改め、同条第４項中「附則第１６条の４第９項」を「附則第１６条の２第９項」に改め、同条を付則第１０条の４とする。

付 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の下妻市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条 新条例第８２条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

下妻市市税条例新旧対照表

現 行	改 正
(市民税の申告) 第36条の2 略 2～9 略 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から15日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又	(市民税の申告) 第36条の2 略 2～9 略 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から15日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又

現 行	改 正
は法人番号(<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 略 2 略 (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(<u>エ</u>に掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの<u>又は</u> 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>又は</u> 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>エ</u> 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メー	は法人番号(<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 略 2 略 (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(<u>ウに掲げるものを除く。)</u><u>又は</u>定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ</u> <u>2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u> <u>エ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(<u>ウに掲げるものを除く。)</u><u>又は</u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>オ</u> 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メー

現 行	改 正
トル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)・(3) 略 (種別割の減免) 第89条 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)・(4) 略	トル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)・(3) 略 (種別割の減免) 第89条 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)・(4) 略

現 行	改 正
(5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____ _____ (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は</u> _____ 身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。) <u>を提示</u>	(5) 原動機の総排気量又は定格出力(<u>第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力</u>) (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは</u>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。) <u>又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)</u>が記録された免許情報

現 行	改 正
_____するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 運転免許証<u>の番号、交付年月日及び</u> _____有 効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件 (6) 略 <u>3・4</u> 略 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、	<u>記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)</u>を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 運転免許証<u>又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)</u><u>の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</u> (6) 略 <u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4・5</u> 略 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、

現 行	改 正
特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 3 略 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 付 則	特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 3 略 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 付 則

現 行	改 正
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～22 略 23 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 27・28 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～13 略	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～22 略 23 法<u>附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 法<u>附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 27・28 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～13 略 <u>14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当</u>

現 行	改 正
<u>14・15 略</u> <u>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u> <u>第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 <u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u> <u>(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u> <u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3	<u>該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> <u>15・16 略</u>

現 行	改 正
<u>の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u> <u>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> <u>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u> <u>3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u> <u>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u> <u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u> <u>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u> <u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u>	

現 行	改 正
<u>(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u> <u>4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)</u> <u>に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u> <u>(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u> <u>第10条の5 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)</u><u>の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)</u><u>の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、当該年度の初日の属する年の1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号</u>	

現 行	改 正
<u>から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u> <u>(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u> <u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u> <u>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> <u>2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u> <u>3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。))に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。))の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u> <u>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人</u>	

現 行	改 正
<u>番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u> <u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u> <u>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u> <u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u> <u>(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u> <u>4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u> (令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第10条の6 法附則第16条の4第1項</u>(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日	(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第10条の4 法附則第16条の2第1項</u>(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日

現 行	改 正
の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法<u>附則第16条の4第6項</u>(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令<u>附則第12条の6第1項第3号</u>から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2) 法<u>附則第16条の4第1項</u>に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 (3) 当該年度に係る賦課期日において法<u>附則第16条の4第1項</u>(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由 (4) 略 2 法<u>附則第16条の4第1項</u>(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度分及び令和6年度</u>	の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法<u>附則第16条の2第6項</u>(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令<u>附則第12条の4第1項第3号</u>から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2) 法<u>附則第16条の2第1項</u>に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 (3) 当該年度に係る賦課期日において法<u>附則第16条の2第1項</u>(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由 (4) 略 2 法<u>附則第16条の2第1項</u>(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和7年度分及び令和8年度</u>

現 行	改 正
<u>分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3 法<u>附則第16条の4第4項</u>に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 特定被災共用土地に係る法<u>附則第16条の4第3項</u>に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) 略 (5) 法<u>附則第16条の4第3項</u>の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 法<u>附則第16条の4第9項</u>の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。	<u>分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3 法<u>附則第16条の2第4項</u>に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 特定被災共用土地に係る法<u>附則第16条の2第3項</u>に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) 略 (5) 法<u>附則第16条の2第3項</u>の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 法<u>附則第16条の2第9項</u>の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下妻市国民健康保険税条例の一部改正について別記のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月5日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、早急に下妻市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

裁決第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

下妻市長 菊 池 博

下妻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別記）

下妻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

下妻市長

下妻市条例第 10 号

下妻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下妻市国民健康保険税条例（昭和 41 年下妻市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の下妻市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

下妻市国民健康保険税条例新旧対照表

現 行	改 正
(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。	(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

現 行	改 正
(1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万8,500円 イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,500円 ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,500円 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に	(1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万8,500円 イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,500円 ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,500円 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に

現 行	改 正
被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,800円 ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,200円 2・3 略	被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,800円 ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,200円 2・3 略

議案第 29 号

下妻市庁舎共用スペースの使用に関する条例の制定について

下妻市庁舎共用スペースの使用に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

市庁舎の共用部分及び敷地を市の業務の遂行に支障のない範囲内で市民等の使用に供するに当たり、その使用料その他必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

下妻市条例第 号

下妻市庁舎共用スペースの使用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、市庁舎の共用部分及び敷地を市の業務の遂行に支障のない範囲内で市民等の使用に供することにより、行政財産の有効活用を図るとともに市民の交流を促進し、もって市の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内に所在する法人その他の団体をいう。

2 この条例において「共用スペース」とは、市庁舎の共用部分及び敷地をいう。

(市民等の使用に供する範囲)

第3条 市民等の使用に供する共用スペースの範囲は、別表に定めるとおりとする。

(市民等の使用に供する日)

第4条 共用スペースを市民等の使用に供する日は、下妻市の休日を定める条例（平成元年下妻市条例第20号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用時間)

第5条 共用スペースの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可等)

第6条 共用スペースを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、共用スペースの管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付することができる。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、共用スペースの使用を許可しないものとする。

- (1) 市の業務の遂行に支障があるとき。
- (2) 庁舎及びその敷地の秩序を著しく乱すおそれがあるとき。
- (3) 公務の執行を著しく妨げるおそれがあるとき。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (5) 施設及び設備を損傷するおそれがあるとき。
- (6) 施設の管理上支障があるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その使用が適当でないとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、若しくは使用を停止し、又は使用の条件を変更することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- (2) 第6条第2項の規定による使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その使用が適当でないとき。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上必要があると認めるときその他規則で定める事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、規則で定める事由に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(設備の変更等の禁止)

第12条 使用者は、共用スペースに特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第 13 条 使用者は、共用スペースの使用を終了したとき、又は第 8 条の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに当該共用スペースを原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 使用者は、庁舎及びその設備等を損傷し、又は庁舎に備付けの物品を亡失し、若しくは毀損したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 6 条第 1 項の規定による許可の申請は、この条例の施行の日前においても、これを行うことができる。

別表（第 3 条、第 9 条関係）

共用スペースの範囲	単位	使用者の区分	使用料
(1) 筑波山テラス (2) 展望ラウンジ (3) 交流スペース	使用面積 20 平方 メートル ごとに 1 日につき	市民等	1,000 円
(4) レンガ広場及び北側スペース (5) エントランスホール (6) 庁舎駐車場のうち、市長が指定する 区画		市民等以 外の者	1,500 円

備考

- 1 同一の使用者が使用することができる期間は、1 月につき 10 日以内とする。
- 2 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 3 使用料の算定に当たっては、20 平方メートル未満の端数は 20 平方メートルとして、1 日未満の端数は 1 日として計算する。

議案第 30 号

財産の取得について

下妻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年下妻市条例第 5 号）第 3 条の規定により、下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

下妻市長 菊 池 博

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 消防ポンプ自動車 1 台 |
| 2 | 取得価格 | 金 21, 120, 000 円 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 | 契約の相手方 | 下妻市半谷 731 番地 4
木村自動車有限会社
代表取締役 木村 とし子 |

提案理由

下妻市消防団に配備されている消防車両で老朽化したものを更新するため、新たに消防ポンプ自動車 1 台を取得することについて、下妻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

令和 7 年度

下妻市補正予算書

一 般 会 計

目 次

予 算 総 括 表

一 般 会 計 補 正 予 算	47
補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書	
一 般 会 計 事 項 別 明 細 書	
総 括	50
歳 入	52
歳 出	54
補 正 予 算 給 与 費 明 細 書	61
補 正 予 算 地 方 債 調 書	63

議案第 31 号

令和 7 年度下妻市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度下妻市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 6 9, 3 3 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0, 6 8 9, 9 6 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

下妻市長 菊 池 博

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国 庫 支 出 金		2,970,667	384,772	3,355,439
	2. 国 庫 補 助 金	459,171	384,772	843,943
15. 県 支 出 金		1,554,758	3,266	1,558,024
	2. 県 補 助 金	505,464	3,266	508,730
18. 繰 入 金		1,965,790	5,115	1,970,905
	2. 基 金 繰 入 金	1,964,519	5,115	1,969,634
19. 繰 越 金		333,038	35,360	368,398
	1. 繰 越 金	333,038	35,360	368,398
20. 諸 収 入		400,500	20,425	420,925
	5. 雑 入	378,027	20,425	398,452
21. 市 債		614,900	20,400	635,300
	1. 市 債	614,900	20,400	635,300
歳 入 合 計		20,220,626	469,338	20,689,964

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		192,544	500	193,044
	1. 議 会 費	192,544	500	193,044
2. 総 務 費		3,902,275	358,575	4,260,850
	1. 総 務 管 理 費	3,174,748	18,649	3,193,397
	2. 徴 税 費	367,145	330,626	697,771
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	205,727	9,300	215,027
3. 民 生 費		7,213,858	82,242	7,296,100
	1. 社 会 福 祉 費	3,744,363	1,100	3,745,463
	2. 児 童 福 祉 費	2,679,269	79,452	2,758,721
	3. 生 活 保 護 費	782,786	1,690	784,476
4. 衛 生 費		1,244,734	1,230	1,245,964
	1. 保 健 衛 生 費	341,398	1,200	342,598
	2. 環 境 保 全 費	160,876	30	160,906
5. 労 働 費		38,243	4,487	42,730
	1. 労 働 諸 費	38,243	4,487	42,730
6. 農 業 費		923,789	11,028	934,817
	1. 農 業 費	923,789	11,028	934,817
8. 土 木 費		1,597,230	4,535	1,601,765
	4. 都 市 計 画 費	879,097	4,535	883,632
9. 消 防 費		875,462	1,776	877,238
	1. 消 防 費	875,462	1,776	877,238
10. 教 育 費		2,087,369	4,965	2,092,334
	5. 社 会 教 育 費	523,517	4,965	528,482
歳 出 合 計		20,220,626	469,338	20,689,964

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
民間児童福祉施設 整 備 事 業	千円 38,800	普通貸借 又は 証券発行	% 4.0以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れる 政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いて利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	政府その 他の金融 機関の資 金について は、その融 資条件によ る。ただし、 財政の都 合により据 置期間及 び償還期 限を短縮 し、もしくは 繰上償還 又は低利 に借り換え ることがで きる。	千円 59,200	補正前に 同 じ	補正前に 同 じ	補正前に 同 じ

下妻市一般会計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）

1. 総括
(歳入) (単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合 (%)
1. 市 税	6,197,740		6,197,740	30.0
2. 地 方 譲 与 税	254,410		254,410	1.2
3. 利 子 割 交 付 金	4,707		4,707	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	32,834		32,834	0.2
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,881		52,881	0.3
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	144,200		144,200	0.7
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,134,033		1,134,033	5.5
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	36,000		36,000	0.2
9. 地 方 特 例 交 付 金	35,000		35,000	0.2
10. 地 方 交 付 税	2,800,000		2,800,000	13.5
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,789		2,789	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	49,816		49,816	0.2
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	111,583		111,583	0.5
14. 国 庫 支 出 金	2,970,667	384,772	3,355,439	16.2
15. 県 支 出 金	1,554,758	3,266	1,558,024	7.5
16. 財 産 収 入	17,979		17,979	0.1
17. 寄 附 金	1,507,001		1,507,001	7.3
18. 繰 入 金	1,965,790	5,115	1,970,905	9.5
19. 繰 越 金	333,038	35,360	368,398	1.8
20. 諸 収 入	400,500	20,425	420,925	2.0
21. 市 債	614,900	20,400	635,300	3.1
歳 入 合 計	20,220,626	469,338	20,689,964	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	割合 (%)
1. 議会費	192,544	500	193,044	0.9
2. 総務費	3,902,275	358,575	4,260,850	20.6
3. 民生費	7,213,858	82,242	7,296,100	35.3
4. 衛生費	1,244,734	1,230	1,245,964	6.0
5. 労働費	38,243	4,487	42,730	0.2
6. 農業費	923,789	11,028	934,817	4.5
7. 商工費	321,516		321,516	1.6
8. 土木費	1,597,230	4,535	1,601,765	7.7
9. 消防費	875,462	1,776	877,238	4.2
10. 教育費	2,087,369	4,965	2,092,334	10.1
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,793,601		1,793,601	8.7
13. 予備費	30,000		30,000	0.2
歳出合計	20,220,626	469,338	20,689,964	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			500
332,693		18,649	7,233
52,079	20,400	5,115	4,648
600			630
			4,487
2,666			8,362
			4,535
		1,776	
			4,965
388,038	20,400	25,540	35,360

2. 歳入
(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	278,458	332,693	611,151
2. 民生費国庫補助金	130,800	52,079	182,879
計	459,171	384,772	843,943

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

3. 衛生費県補助金	13,167	600	13,767
4. 農業費県補助金	221,457	2,666	224,123
計	505,464	3,266	508,730

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

4. ふるさと下妻基金繰入金	485,000	5,115	490,115
計	1,964,519	5,115	1,969,634

(款) 19. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	333,038	35,360	368,398
--------	---------	--------	---------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務管理費補助金	330,626	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠等分）
2. 戸籍住民基本台帳費補助金	2,067	社会保障・税番号制度システム整備費補助金増
1. 社会福祉費補助金	845	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（業務効率化事業）増
2. 児童福祉費補助金	51,234	就学前教育・保育施設整備交付金増

1. 保健衛生費補助金	600	不妊治療費補助金
1. 農業費補助金	2,666	経営発展支援事業補助金 世代交代・初期投資促進事業補助金 農地利用効率化等支援交付金
		7,500 減 6,891 3,275

1. ふるさと下妻基金繰入金	5,115	ふるさと下妻基金繰入金増

1. 前年度繰越金	35,360	前年度繰越金増
-----------	--------	---------

(款) 20. 諸収入 (項) 5. 雑入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 雑 入	377,986	20,425	398,411
計	378,027	20,425	398,452

(款) 21. 市債 (項) 1. 市債

2. 民 生 債	41,400	20,400	61,800
計	614,900	20,400	635,300

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総 務 費 雑 入	18,649	建物総合損害共済災害共済金
7. 消 防 費 雑 入	1,776	消防団員退職報償金受入金増

2. 社 会 福 祉 債	20,400	民間児童福祉施設整備事業債増

3. 歳 出
(款) 1. 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 議 会 費	192,544	500	193,044			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

5. 基 金 費	523,860	18,649	542,509			18,649
計	3,174,748	18,649	3,193,397			18,649

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

2. 賦 課 費	103,886	330,626	434,512	330,626		
----------	---------	---------	---------	---------	--	--

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
500	3. 職 員 手 当 等	500	02 職員人件費 500 3 職員手当等 500 通勤手当 200 増 住居手当 300

	24. 積 立 金	18,649	01 基金積立金 18,649 24 積立金 18,649 ピアスパークしもつま及び道の駅しもつま維持管理基金積立増

	1. 報 酬	1,646	02 定額減税調整給付金事業 330,626
			1 報酬 1,646
	3. 職 員 手 当 等	1,250	会計年度任用職員報酬 2 人分
			3 職員手当等 1,250
	4. 共 済 費	292	時間外勤務手当
			4 共済費 292
	8. 旅 費	80	社会保険料 168
			雇用保険料 27
	10. 需 用 費	250	共済組合負担金（短期） 97
			8 旅費 80
	11. 役 務 費	4,459	会計年度任用職員費用弁償（通勤費）
			10 需用費 250
	12. 委 託 料	7,949	消耗品費
			11 役務費 4,459
	19. 扶 助 費	314,700	郵便料 3,120
			電信電話料 250
			振込手数料 1,089
			12 委託料 7,949
			コールセンター業務委託料 5,445

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
計	367, 145	330, 626	697, 771	330, 626		

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	156, 264	9, 300	165, 564	2, 067		
計	205, 727	9, 300	215, 027	2, 067		

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	642, 558	1, 100	643, 658			
計	3, 744, 363	1, 100	3, 745, 463			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
			システム改修委託料 880 電算委託料 1, 624 19 扶助費 314, 700 調整給付金

7, 233	1. 報 酬	6, 000	01 職員人件費 400 3 職員手当等 400 住居手当増
	3. 職員手当等	2, 400	02 戸籍住民基本台帳事務経費 8, 900
	4. 共 済 費	700	1 報酬 6, 000 会計年度任用職員報酬増
	8. 旅 費	200	3 職員手当等 2, 000 会計年度任用職員期末手当 1, 000 増 会計年度任用職員勤勉手当 1, 000 増 4 共済費 700 社会保険料 200 増 共済組合負担金（短期） 500 増 8 旅費 200 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増
7, 233			

1, 100	3. 職員手当等	1, 100	01 職員人件費 1, 100 3 職員手当等 1, 100 児童手当増
1, 100			

徴税費・戸籍住民基本台帳費・社会福祉費

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 児 童 福 祉 総 務 費	2,534,694	76,749	2,611,443	51,234	20,400	5,115
2. 児 童 福 祉 施 設 費	144,575	2,703	147,278			
計	2,679,269	79,452	2,758,721	51,234	20,400	5,115

(款) 3. 民生費 (項) 3. 生活保護費

1. 生 活 保 護 総 務 費	119,639	1,690	121,329	845		
計	782,786	1,690	784,476	845		

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

3. 母 子 衛 生 費	11,956	1,200	13,156	600		
計	341,398	1,200	342,598	600		

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 環境保全費

3. 公 害 対 策 費	10,197	30	10,227			
計	160,876	30	160,906			

(単位 千円)

訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	76,749	02 子ども・子育て支援事業費 18 負担金補助及び交付金 就学前教育・保育施設整備交付金増 76,749 76,749
2,703	12. 委 託 料	2,703	02 きぬ保育園運営経費 12 委託料 保育士派遣業務委託料 2,703 2,703
2,703			

845	12. 委 託 料	1,690	02 生活保護総務事務経費 12 委託料 生活保護システム改修委託料増 1,690 1,690
845			

600	19. 扶 助 費	1,200	01 母子衛生事務経費 19 扶助費 不妊治療費助成扶助費 1,200 1,200
600			

30	8. 旅 費	30	01 公害対策事務経費 8 旅費 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増 30 30
30			

児童福祉費・生活保護費・保健衛生費・環境保全費

(款) 5. 労働費 (項) 1. 労働諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 勤 労 青 少 年 ホーム管理費	17,350	4,487	21,837			
計	38,243	4,487	42,730			

(款) 6. 農業費 (項) 1. 農業費

3. 農 業 振 興 費	223,075	11,028	234,103	2,666		
--------------	---------	--------	---------	-------	--	--

(単位 千円)

訳	節		説 明	
一 般 財 源	区 分	金 額		
4,487	1. 報 酬	△3,399	01 勤労青少年ホーム管理運営経費	△5,313
			1 報酬	△3,399
	2. 給 料	5,000	会計年度任用職員報酬減	
	3. 職 員 手 当 等	2,062	3 職員手当等	△1,038
			会計年度任用職員期末手当	564 減
	4. 共 済 費	974	会計年度任用職員勤勉手当	474 減
	8. 旅 費	△150	4 共済費	△726
			社会保険料	443 減
			雇用保険料	83 減
			共済組合負担金（短期）	200 減
			8 旅費	△150
			会計年度任用職員費用弁償（通勤費）減	
			02 職員人件費	9,800
			2 給料	5,000
			職員 2人分	
			3 職員手当等	3,100
			扶養手当	200
			地域手当	100
			通勤手当	100
			期末手当	1,200
			勤勉手当	1,000
			退職手当負担金	500
			4 共済費	1,700
			職員共済組合負担金	1,200
			社会保険料	500
4,487				

8,362	14. 工 事 請 負 費	5,400	02 農業団体等育成支援経費	3,984
			18 負担金補助及び交付金	3,984
	18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	3,984	経営発展支援事業補助金	7,500 減
			世代交代・初期投資促進事業補助金	6,891
			農地利用効率化等支援交付金	3,275

労働諸費・農業費

(款) 6. 農業費 (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
計	923,789	11,028	934,817	2,666		

(款) 8. 土木費 (項) 4. 都市計画費

5. W a i w a i ド ー ム し も つ ま 管 理 費	33,496	4,535	38,031			
---	--------	-------	--------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
	21. 補償、補填及び賠償金	1,644	果樹園地継承事業補助金 1,318 増 06 ビアスパークしもつま管理経費 7,044 14 工事請負費 5,400 非常用照明器具更新工事 2,800 源泉揚湯ポンプ分解修理工事 2,600 21 補償、補填及び賠償金 1,644 ビアスパークしもつま休業補償金
8,362			

4,535	1. 報 酬	△3,000	01 W a i w a i ドームしもつま管理運営 経費 △4,615
	2. 給 料	5,000	1 報酬 △3,000 会計年度任用職員報酬減
	3. 職員手当等	1,663	3 職員手当等 △1,037 会計年度任用職員期末手当 564 減 会計年度任用職員勤勉手当 473 減
	4. 共 済 費	922	4 共済費 △528 社会保険料 443 減 雇用保険料 85 減
	8. 旅 費	△50	8 旅費 △50 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）減 03 職員人件費 9,150 2 給料 5,000 職員 2人分 3 職員手当等 2,700 地域手当 100 通勤手当 100 期末手当 1,000 勤勉手当 1,000 退職手当負担金 500 4 共済費 1,450 職員共済組合負担金 1,200 社会保険料 250

(款) 8. 土木費 (項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
計	879, 097	4, 535	883, 632			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

2. 非常備消防費	54, 167	1, 776	55, 943			1, 776
計	875, 462	1, 776	877, 238			1, 776

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

2. 公 民 館 費	136, 129	1, 265	137, 394			
3. ふ る さ と 博 物 館 費	35, 274	1, 770	37, 044			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
4, 535			

	7. 報 償 費	1, 776	01 非常備消防経費 7 報償費 消防団員退職報償金増	1, 776 1, 776

1, 265	12. 委 託 料	330	02 千代川公民館管理運営経費 12 委託料	1, 265 330
	14. 工 事 請 負 費	935	非常用自家発電設備保守点検委託料 14 工事請負費 非常ロドア改修工事	935
1, 770	1. 報 酬	△500	01 ふるさと博物館管理運営経費 1 報酬	△900 △500
	2. 給 料	1, 700	会計年度任用職員報酬減	
	3. 職 員 手 当 等	270	3 職員手当等 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当	△300 200 減 100 減
	4. 共 済 費	300	4 共済費 社会保険料減	△100
			02 職員人件費 2 給料 職員 1人分	2, 670 1, 700
			3 職員手当等 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	570 50 20 300 200

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
4. 図 書 館 費	136,163	1,930	138,093			
計	523,517	4,965	528,482			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
			4 共済費 400 職員共済組合負担金 100 社会保険料 300
1,930	14. 工事請負費	1,930	03 図書館維持管理経費 1,930 14 工事請負費 1,930 映像ホール映像設備更新工事
4,965			

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(249) 293	515,653	1,173,954	885,538
補 正 前	(248) 293	514,906	1,162,254	878,393
比 較	(1) 0	747	11,700	7,145

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当
	補 正 後	14,859	488	32,216	24,032	96,170
	補 正 前	14,859	488	32,016	23,782	94,920
	比 較	0	0	200	250	1,250

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考
計			(退 職 手 当 負 担 金)
2,575,145	497,170	3,072,315	169,984
2,555,553	493,982	3,049,535	168,984
19,592	3,188	22,780	1,000

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
371,802	313,328	18,773	48	12,346	1,476
369,630	311,175	18,353	48	11,646	1,476
2,172	2,153	420	0	700	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(5) 293		1,173,954	709,664	1,883,618	377,278	2,260,896	169,984
補 正 前	(3) 293		1,162,254	702,144	1,864,398	373,728	2,238,126	168,984
比 較	(2) 0		11,700	7,520	19,220	3,550	22,770	1,000

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	14,859	488	32,216	24,032	96,170	276,335	232,921	18,773	48	12,346	1,476
	補 正 前	14,859	488	32,016	23,782	94,920	273,835	230,721	18,353	48	11,646	1,476
	比 較	0	0	200	250	1,250	2,500	2,200	420	0	700	0

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(244)	515,653		175,874	691,527	119,892	811,419	
補 正 前	(245)	514,906		176,249	691,155	120,254	811,409	
比 較	(△1)	747		△ 375	372	△ 362	10	

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後					95,467	80,407				
	補 正 前					95,795	80,454				
	比 較					△ 328	△ 47				

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	11,700	給与改定に伴う増減分		給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分		平均昇給率 %	
		その他の増減分		11,700	
職 員 手 当	7,145	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分		7,145	

(2) 補正予算の地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末 及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	16,449,020	16,116,299	(143,900) 776,600	957,603	15,935,296
(1) 総 務	536,433	721,626	135,800	41,778	815,648
(2) 庁 舎	4,215,800	4,203,065		75,237	4,127,828
(3) 民 生		9,000	59,200		68,200
(4) 農 業	628,370	637,782	46,100	54,695	629,187
(5) 土 木	4,373,520	4,176,089	(87,300) 370,600	374,795	4,171,894
(6) 消 防	917,672	871,440	44,300	51,739	864,001
(7) 教 育	5,777,225	5,497,297	(56,600) 120,600	359,359	5,258,538
2. 災 害 復 旧 事 業	51,513	31,275		20,238	11,037
3. そ の 他	7,099,474	6,443,062	2,600	684,929	5,760,733
(1) 災害援護資金貸付事業債	9,459	6,212	2,600	2,287	6,525
(2) 上水道事業出資債	7,158	3,637		1,573	2,064
(3) 減 税 補 て ん 債	17,520	7,687		6,340	1,347
(4) 減 収 補 て ん 債	48,865	45,991		2,875	43,116
(5) 臨時財政対策債	7,016,472	6,379,535		671,854	5,707,681
合 計	23,600,007	22,590,636	779,200	1,662,770	21,707,066

※「当該年度起債見込額」の内()は、令和6年度繰越事業分に伴う起債見込額である。

議案第 32 号

下妻市固定資産評価員の選任について

下記の者を下妻市固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

下妻市長 菊池 博

記

住 所

氏 名 塚 越 剛

提案理由

現下妻市固定資産評価員である本市職員の岡本俊彦から、令和 7 年 6 月 30 日をもって辞任したい旨の申出があったため、後任として本市職員の塚越剛を選任することについて、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)